

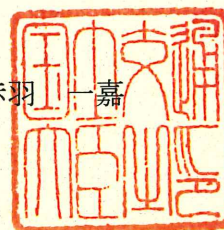
認定書

国住指第 868 号
令和 2 年 7 月 28 日

マナック株式会社
代表取締役 高橋 脩 様

国土交通大臣

赤羽 一嘉



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行規則第 1 条の 3 第 1 項の表 3 の各項（基礎ぐいの許容支持力の算出方法に係る部分に限る。）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
TACP-0620
2. 認定をした構造方法等の名称
ハイエフビーツー（HiFBⅡ）工法（先端地盤：礫質地盤）
3. 認定をした構造方法等の内容
別添のとおり

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。